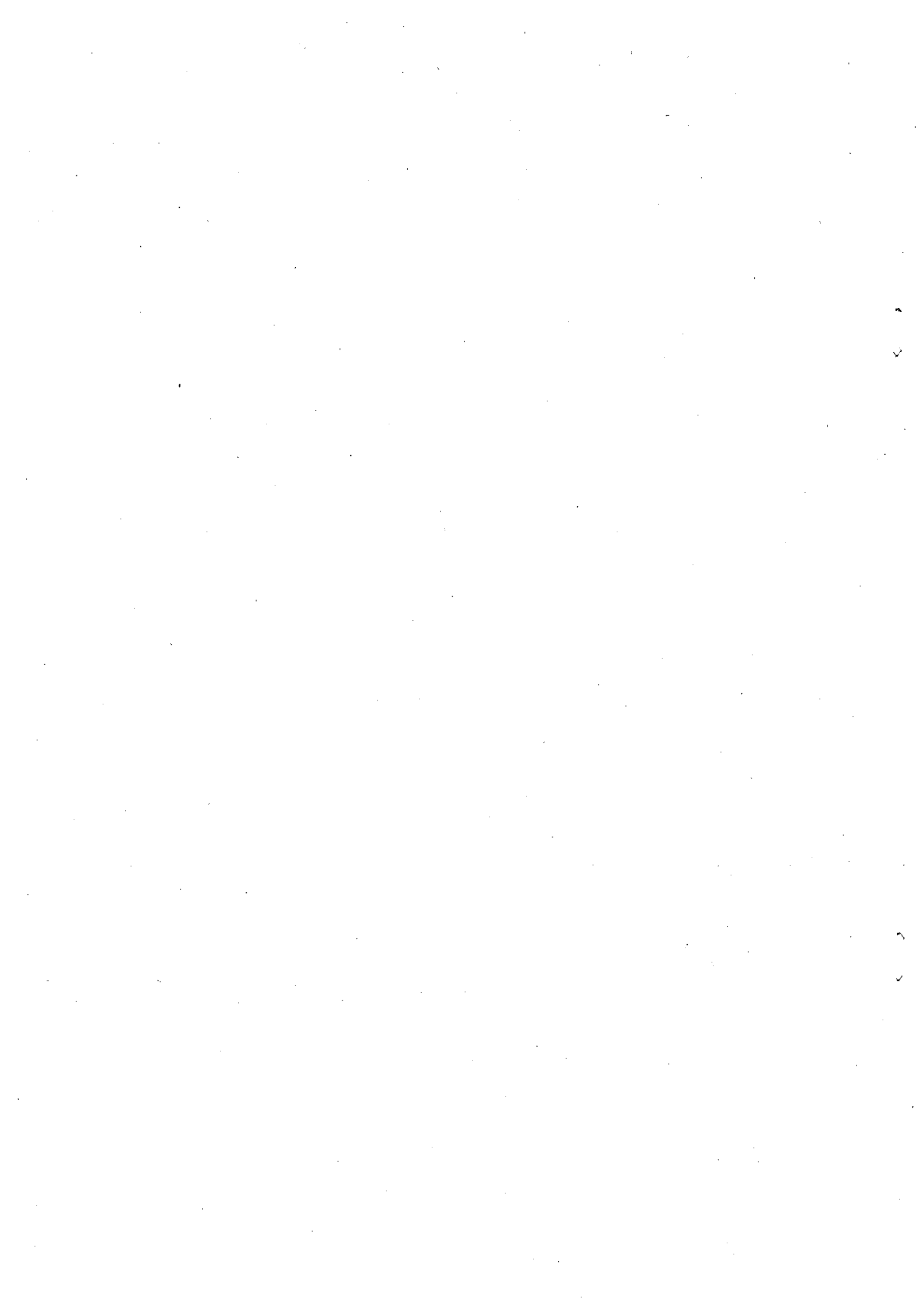


農林水産商工常任委員会資料

(平成26年11月27日)

項目	ページ
1 鳥取県の経済雇用情勢について	【商工政策課】…………… 1
2 タイ王国ビジネスセミナーについて	【商工政策課】…………… 3
3 株式会社八立製作所の鳥取市進出に係る調印式について	【立地戦略課】…………… 4
4 平成22年度緊急雇用創出事業に係る会計検査院の指摘について	【雇用人材総室（就業支援室）】…………… 6

商工労働部



鳥取県の経済雇用情勢について

平成26年 11月 27日
商 工 政 策 課

県経済の動向 [平成26年8月～9月の主要指標をもとに]

○県内経済は、やや減速感は見られるものの、なお持ち直しの動きにある。

- ・需要面 個人消費は、天候不順の影響もあり、引き続き低調である。
- ・産業面 鉱工業生産は、引き続き持ち直しの動きにある。
- ・雇用面 有効求人倍率は、一部指標に足踏みが見られるも、引き続き高水準で推移している。

鳥取県の主な経済指標

1 需要面（販売額等の推移）

足元の消費は、台風の接近など天候不順の影響もあり、大型小売店、ホームセンター・家電量販店、乗用車登録台数のいずれの指標も前年同月比マイナスが続く。一部に持ち直しの動きも見られるが、引き続き低調な推移となっている。

区分・月	26年3月	4月	5月	6月	7月	8月
鳥取県	5,763	4,306	4,603	4,720	5,058	5,246
	+14.7	△9.4	△4.2	△5.3	△2.0	△1.6
	26年7月	8月				
全国	17,174	16,263				
	△0.6	+1.6				

(注) 販売額は全店舗ベース、前年比は店舗調整後。

(資料:「大型小売店販売動向」経済産業省)

【その他の消費関係指標の前年比(%)の推移】

区分・月	26年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
乗用車新規登録台数	+24.7	+21.3	△7.1	△6.8	+1.7	△4.2	△1.0	△0.0
ホームセンター・家電量販店販売額	+8.0	+37.8	△12.0	△9.9	△14.6	△8.9	△12.5	-

(資料:「乗用車新規登録台数」中国運輸局、「専門量販店販売動向」経済産業省データを基に県統計課推計)

2 産業面（生産指数の推移）

鉱工業生産指数（9月）は、電子部品・デバイス工業、金属製品工業、ゴム製品工業が低下し、食料品・たばこ工業、一般機械工業、輸送機械工業などが上昇したことにより、全体として2ヶ月ぶりに低下した。基調としては、引き続き持ち直しの動きにある。

区分・月	26年4月	5月	6月	7月	8月	9月
鳥取県	101.9	104.5	99.2	96.9	102.9	100.3
	+7.8	+2.6	△5.1	△2.3	+6.2	△2.5
	+15.7	+16.1	+17.3	+3.7	+8.6	+6.0
	26年7月	8月	9月			
全国	97.0	95.2	98.0			
	+0.4	△1.9	+2.9			
	△0.7	△3.3	+0.8			

(資料:「鳥取県鉱工業指数月報」県統計課、「鉱工業指数」経済産業省)

3 雇用面（有効求人倍率の推移）

有効求人倍率（9月）は、0.95倍で前月を0.01ポイント下回り、2ヶ月連続で、前月を下回った。

〔人材が不足の主な職業〕接客・給仕職業、看護師・保健師・助産師、建築・土木・測量技術士、社会福祉の専門的職員など

〔雇用の場が不足の職業〕一般事務員、その他の運搬・清掃・包装等の職業、機械組立の職業、運搬の職業、会計事務員など

【有効求人倍率・正職員求人倍率の推移】

区分・月	26年4月	5月	6月	7月	8月	9月	26年8月	9月
鳥取県	0.99	1.02	1.00	1.00	0.96	0.95	1.10	1.09
	(0.80)	(0.82)	(0.85)	(0.87)	(0.88)	(0.89)	(0.95)	(0.96)
	0.48	0.49	0.51	0.55	0.56	0.58	0.67	0.69
	(0.36)	(0.38)	(0.41)	(0.43)	(0.46)	(0.47)	(0.56)	(0.59)

(資料:「鳥取県内の雇用情勢について」、「労働市場月報」鳥取労働局)

<地区別の有効求人倍率（原数値）の推移>

区分・月		26年4月	5月	6月	7月	8月	9月
鳥取	有効求人倍率	0.80	0.79	0.80	0.88	0.85	0.87
	正社員求人倍率	0.37	0.39	0.42	0.46	0.46	0.48
倉吉	有効求人倍率	0.75	0.76	0.79	0.84	0.86	0.97
	正社員求人倍率	0.42	0.45	0.46	0.50	0.54	0.57
米子	有効求人倍率	1.06	1.02	1.05	1.09	1.12	1.13
	正社員求人倍率	0.66	0.64	0.64	0.68	0.70	0.71

4 企業倒産状況の推移

平成26年10月の倒産企業は0件で倒産の発生はなかった。県内で倒産の発生がなかったのは、平成26年5月以来で、過去20年間では、平成23年6月、平成24年10月、平成26年5月に続き4回目となった。

(単位：件・百万円・人)

区分・月		24年計	25.1~3	4~6	7~9	10~12	25年計	26.1~3	4~6	7~9	10	26.1~9計
鳥取県	件数	48	8	10	11	9	38	7	3	6	0	16
	負債額	9,838	845	3,332	3,820	2,115	10,112	404	1,536	2,375	0	4,315
	従業員数	292	49	111	128	129	417	15	51	25	0	91

(資料：「企業倒産状況」東京商工リサーチ)

5 設備投資の動向

平成26年8月1日時点での、設備投資（1千万円以上）の動向は、足元の平成26年7~9月期では28%の事業所（製造業及び非製造業を含む全産業）が「実施した（する）」と回答し、前期（平成26年4~6月期）から4ポイント上昇した。先行き平成26年10~12月期の設備投資を「実施する」事業所は26%へとやや低下する見通しである。

〔設備投資した事業所の割合（全産業）〕

25%(H25.1~3) → 21%(H25.4~6) → 25%(H25.7~9) → 28%(H25.10~12) → 32%(H26.1~3) → 24%(H26.4~6)

(資料：「鳥取県経営者見通し調査（平成26年8月1日実施）」鳥取県統計課)

6 各機関の景況分析

<日本銀行松江支店（11月4日公表）> ※毎月公表

山陰の景気は、一部に弱い動きもみられるが、基調としては緩やかな回復を続けている。

- ・生産は、緩やかな増加基調をたどっているが、足元では弱い動きも見られる。
- ・個人消費は、基調としては底堅く推移しており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響は、ばらつきを伴いつつも全体として和らいてきている。
- ・公共投資は、増加基調をたどっている。
- ・設備投資は、企業収益が改善するもとの、緩やかに増加している。
- ・住宅投資は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられるが、基調としては底堅く推移している。
- ・雇用・所得環境は、着実に改善するもとの、基調的に底堅く推移している。

<鳥取財務事務所（10月29日公表）> ※年4回（1、4、7、10月）公表

県内経済は、一部に弱さがみられるものの、引き続き持ち直しつつある。

- ・個人消費は、一部に弱さがみられるものの、引き続き緩やかに持ち直しつつある。
- ・生産活動は、持ち直しつつある。
- ・雇用情勢は、一部に厳しさは残るものの、持ち直している。
- ・設備投資 26年度は前年度を下回る見込み。
- ・企業収益 26年度通期は減益見込み。

タイ王国ビジネスセミナーについて

平成26年11月27日
商工政策課

昨年11月に鳥取県東南アジアビューローの開設及びタイ工業省との連携協力に関する覚書締結の1周年を機に、駐日タイ王国大使をお招きし、下記のとおりビジネスセミナーを開催しました。

記

タイ王国ビジネスセミナー概要

- (1) 日 時 平成26年11月11日(火) 午後2時から2時45分まで
- (2) 場 所 ホテルニューオータニ鳥取「鶴の間」
- (3) 来場者 66名(県内企業、金融機関、支援団体、行政機関ほか)
- (4) 内 容

- 「日タイ経済関係の概況」(駐日タイ王国大使館 タナティップ大使)
- 「タイにおける投資環境と投資機会」(駐日タイ大使館経済・投資事務所 サリン公使)

【大使発言要旨】

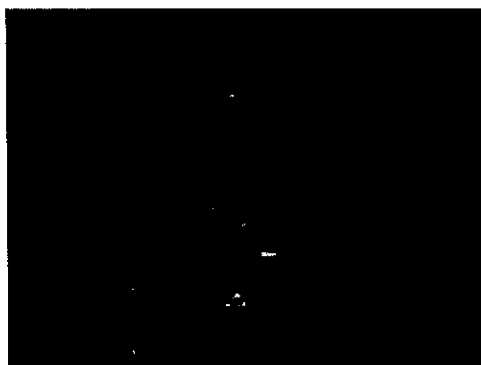
- タイと日本は600年以上前からの古い友人であり、経済関係も観光客も年々増加している。
- 中国地方では5県のうち鳥取県、島根県の2県とMOU(タイ王国工業省との間の協力に関する覚書)を締結しており、交流推進の重要な鍵となっている。
- タイの経済成長は著しく、ビジネス環境の創造に挑戦しており、鳥取からの投資を歓迎する。
- 今回のセミナーがタイと鳥取県との経済パートナーシップの発展につながることを期待する。

(参考) 県内企業訪問について

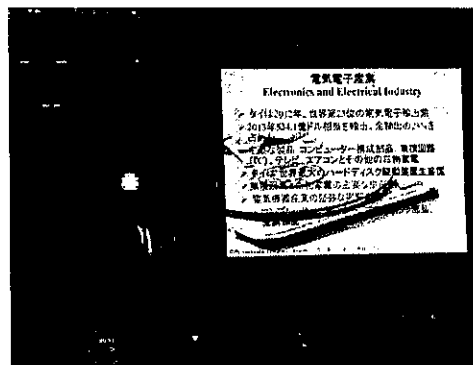
大使一行は今回の来県に合わせ、山陰アシックス工業株式会社、農事組合法人広岡農場等を視察されました。

製造業では、品質管理や手仕事でのクオリティの高さ等、ものづくりに対する高い評価をいただき、ぜひタイにも進出して欲しいとのコメントがありました。

また食品産業においては、試食などを通して製品のクオリティの高さに感心され、タイのマーケットでも十分通用するとのコメントをいただきました。



タナティップ大使の講演



サリン公使の講演

株式会社八立製作所の鳥取市進出に係る調印式について

平成26年11月27日
立地戦略課
関西本部

建設機械用の板金部品製造を行う(株)八立製作所(はちりつせいさくしよ、本社:大阪市)が、鳥取市に立地することとなり、これを支援する鳥取県・鳥取市との間で、下記のとおり協定書の調印式を実施しました。

記

1 会社概要

- (1) 会社名: 株式会社八立製作所
- (2) 代表者: 代表取締役社長 大山 栄一 (おおやま えいち)
- (3) 所在地: 大阪府大阪市生野区巽中二丁目21-4
- (4) 資本金: 10,000千円
- (5) 売上高: 約13億5千万円 (平成25年度)
- (6) 従業員数: 47名
- (7) 主業務: 建設機械用板金部品製造 (ブルドーザーや油圧ショベル等の部品製造)
- (8) 今後の事業見通し
売上高の9割以上を占める榊小松製作所の最終製品である建設機械が、新興国向けを中心に需要が堅調に推移しており、今後も更なる受注拡大を見込んでいる。

2 立地計画の概要

- (1) 工場名: 株式会社八立製作所 鳥取工場
- (2) 立地場所: 鳥取市国府町糸谷字中津塔16番18号 (旧塗本金型製作所空き工場)
- (3) 事業概要: 建設機械用板金部品製造
- (4) 投資額: 約5億1千万円
- (5) 雇用計画: 20名 (うち正規雇用18名を予定)
- (6) 操業時期: 平成27年1月 (予定)

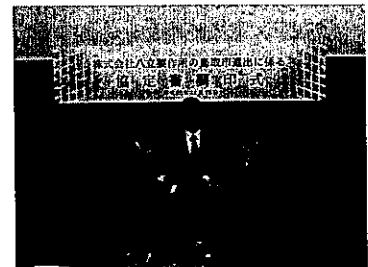
3 県・市の支援見込み

区分	鳥取県 企業立地事業補助金	鳥取市 企業立地事業補助金	合計
設備投資	約76,500千円	約40,800千円	約117,300千円

(※: その他: 正規雇用奨励金による支援予定)

4 調印式

- (1) 日時 平成26年11月18日(火) 14時55分から15時45分まで
- (2) 場所 知事公邸 第1応接室 (鳥取市東町)
- (3) 出席者 株式会社八立製作所 代表取締役社長 大山 栄一
鳥取県 知事 平井 伸治
鳥取市 副市長 羽場 恭一



協 定 書

株式会社八立製作所（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び鳥取市（以下「丙」という。）は、甲の鳥取市への進出について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり鳥取市に工場を設置するものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める工場の設置及び操業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、法令等の規定を遵守し、特に工場の設置、運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、鳥取市在住者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲は、事業に当たっては、鳥取県内企業への受発注に努めるものとする。

第6条 甲が別紙1のとおり鳥取市に工場を設置することに対し、乙及び丙は、別紙2に定める支援を行うものとする。

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成26年11月18日

甲 大阪府大阪市生野区巽中二丁目21番4号 株式会社八立製作所 代表取締役社長

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事

丙 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 鳥取市 鳥取市長

(別紙1)

進 出 計 画 概 要

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 事業所の名称 | 株式会社八立製作所 鳥取工場 |
| 2 所在地 | 鳥取市国府町糸谷字中津塔16番18号 |
| 3 操業開始 | 平成27年1月 |
| 4 事業内容 | 建設機械用板金部品製造 |
| 5 雇用計画 | 約20名 |

(別紙2)

1 鳥取県の支援

- ・鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
- ・働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援

2 鳥取市の支援

- ・鳥取市企業立地促進要綱（平成14年9月4日制定）に基づく支援

平成 22 年度緊急雇用創出事業に係る会計検査院の指摘について

平成 26 年 11 月 27 日
雇用人材総室就業支援室
道 路 企 画 課

平成 22 年度に緊急雇用創出事業により実施した除草委託業務について、会計検査院から、交付金で造成した基金が過大に取り崩されているとの指摘を受け、11 月 7 日付で公表されました。過大に取り崩された額について速やかに基金に返還するとともに、今後の再発防止に努めます。

1 緊急雇用創出事業

平成 21 年 3 月に厚生労働省の交付金により県の基金を創設し、この基金を財源として失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であり、平成 22 年度に観光地周辺道路の除草委託業務を緊急雇用創出事業として実施した。

2 会計検査院の指摘内容

緊急雇用創出事業の要件に基づき、契約金額に占める失業者の人件費の割合を 2 分の 1 以上とする条件を仕様書に明示していたが、2 件の委託において、実際に失業者に支払われた賃金が条件の額を下回っており、基金から計 4,940,116 円が過大に取り崩されて事業の目的外に使用されていたものと指摘を受けた。

委託名	契約金額	失業者の人件費	過大と指摘された金額	発注機関
①県道東郷羽合線外景観に配慮した沿道の除草委託	1,942,500 円	866,250 円 (契約金額の 45%)	210,000 円	中部総合事務所 県土整備局
②国道 431 号外景観に配慮した沿道の除草委託	7,766,850 円	1,518,367 円 (契約金額の 20%)	4,730,116 円	西部総合事務所 県土整備局(当時)

3 今後の対応

- 過大額については、委託業者に返納を求め、速やかに基金に返還する。(予算措置を本県議会に提案)
- 今後、委託業者への指導・検査を徹底し、再発防止に努める。